

第3部第4章第4節

【設例】

(1) Aが歩道を歩いていたところ、脇道から飛び出してきたBの運転する自転車が衝突した。事故は、Bの脇見運転を原因とするものであった。この事故により、Aが鞆に入れていたノートパソコン(時価5万円相当)が損壊した。また、Aは1ヶ月間入院し、治療費として50万円を支出した。また、1ヶ月間仕事を休んだことにより、その間30万円の収入を得ることができなかった。AはBの不法行為を理由として損害賠償請求をしようと考えているが、どこまで請求することができるだろうか。 [構造 2]

(2) 川上にあるA工場とB工場のそれぞれが、致死量の有毒物質を故意に川に排出し、川下で生活していたCがその川の魚を食べ、死亡した。A工場、B工場はCの死亡について不法行為責任を負うか。 [展開 2]